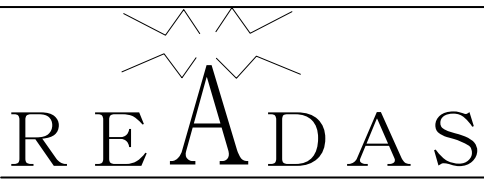


第 4952 号  (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース  (2014年)平成26年 3月31日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ◇ ゴルフ会員権の譲渡損失の損益通算廃止

**Q**：平成26年4月1日以後、ゴルフ会員権を譲渡して損失が出ても損益通算ができなくなるとか。どういうことですか？

**A**：生活に通常必要でない資産に含められ、他の所得との損益通算ができなくなります。

### 【解説】

税務では、譲渡所得の損失は、不動産所得や事業所得などの他の所得と損益通算できますが、生活に通常必要でない資産の譲渡損失は、損益通算できないこととなっています。生活に通常必要でない資産には、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で保有する不動産などが含まれますが、ゴルフの会員権は、これまでこれに該当しないこととされてきましたので、損失が出た場合には他の所得と損益通算することが認められていました。

しかし、平成26年度の税制改正で、ゴルフの会員権が生活に通常必要でない資産に加えられ、平成26年4月1日以後の譲渡分から損益通算ができなくなるとされましたので、注意しなければなりません。

また、同様に、今回の税制改正で、利用権型のリゾート会員権の譲渡損失や区分所有権と利用権からなるリゾート会員権の利用部分の譲渡損失についてもこの4月1日から損益通算ができなくなりますので注意が必要です。

